

# 社会的養護における行動上の困難さを持つ子どもの措置変更 —社会的養護における措置変更に関するアンケート調査の自由記述の分析—

石田 賀奈子<sup>i</sup>，野口 啓示<sup>ii</sup>，伊藤 嘉余子<sup>iii</sup>

近年、日本における社会的養護は、国際的に家庭養護を志向する方向にあることを受け、抜本的な改革が図られている。児童の権利に関する条約の理念に基づき、家庭養護の拡充が国の方針として打ち出され、里親等への委託の推進や施設の小規模化といった家庭養護の拡充が進められている。本研究の目的は、児童養護施設等の社会的養護を担う施設が、子どもの措置変更の際にどのような支援や配慮を行っているのかについて明らかにすることである。これを明らかにすることを目的としてアンケート調査を実施した。アンケートからは措置変更で退所する子どもに占める障害や被虐待経験のある子どもの多さとそれに起因する養育の困難さが示された。また、施設種別ごとの違いも明らかとなった。本稿では、行動上の困難さを持つ子どもの措置変更における課題の実態を明らかにするために、テキストマイニングを用いて自由記述の分析を行った。分析の結果、以下の点が明らかとなった。

- 1) 発達や愛着の問題を抱えた困難なケースにおいて、措置変更に向けた準備の段階で連携が不十分であること
- 2) 切れ目のない養育を目指したケースマネジメント、パーマネンシーの視点が必要であること

キーワード：社会的養護，措置変更，永続性，ソーシャルワーク

## はじめに

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことをいう。厚生労働省は、社会的養護関係施設運営指針において、社会的養護の理念に「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」という二つを据えている。社会的養護は、家庭での生活を保持していく

ことが困難な状況にある子どもに、社会が permanent (恒久) に、安心して安全な養育環境を保障するものである必要がある。しかし、実際は施設から他の施設・里親へと児童相談所の判断によって、子どもが生活の場を変更する実態がある。この手続きを措置変更という。年齢に制限のある乳児院から児童養護施設や里親への措置変更はよく知られているが、児童養護施設や里親へ措置変更された後、子ども自身の問題行動や施設不適応が契機となつての措置変更が増加している。

そうした措置変更の存在は認識されながらも、その実態についての全国調査はこれまで実施されておらず、社会福祉実践上の課題として認識されるにとどまっていた。

i 立命館大学産業社会学部准教授

ii 福山市立大学教育学部准教授

iii 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

筆者は、伊藤氏を研究代表者とする2015年度厚生労働省：子ども・子育て支援推進調査研究事業「措置変更ケースにおける支援内容や配慮事項に関する調査研究事業」に、「円滑な措置変更のあり方に関する検討委員会」の一員として参加し、野口氏とともに全国の児童福祉施設を対象としたアンケート調査を担当した。

その結果、施設種別ごとの措置変更の特徴や実施に当たって支援者が重視していることの特徴が明らかにされるとともに、措置変更は、児童福祉施設や里親といった社会的養護の資源が、子どもの状況に応じてバックアップしながら18歳までの育ちを支えている状況が明らかになった(石田・野口 2017)。

しかし、措置変更によって居場所が変わることを求められることは、子どもにとって傷つき体験であることに変わりはない。本稿は、自由記述のデータの分析から、この調査において「措置変更にあたって十分な準備ができなかった」とされた群の特徴をとらえようと試みた。支援者が「十分な準備がないまま措置変更先に送り出した」と振り返る子ども像を明らかにするとともに、そうした子どもに必要な支援について考察を試みる。

## 1. 研究の背景

### (1) 社会的養護を必要とする子どもの現状

厚生労働省(2020)は、社会的養護関連資料集「社会的養護の推進に向けて」のなかで、社会的養護を必要とする子どもの現状について紹介している。

2019年3月末までの最新の統計によると、社会的養護の中で生活する子どもは44,255人となっている。

近年、社会的養護を必要とする子どもの背景に大きな影響を与えているのは、児童虐待の問題である。児童相談所における児童虐待相談対応件数がとられ始めた1990年には1,101件だった児童虐待相談は、その後も増加の一途を辿り、2018年度には159,838件となっている。2018年度に児童虐待を理由に児童相談所につながったこの159,838件のうち、一時保護に至

ったのは24,864件となっている。また前年の2017年度中に、児童虐待を理由に社会的養護の施設や里親につながったのは4,641件となっている。

厚生労働省が発表した「児童養護施設入所児童等調査結果(2018年2月1日現在)」「(2020年1月)では、施設種別ごとの被虐待経験のある子どもの割合が示されている。

里親委託されている子どもの約4割、乳児院に入所している子どもの約4割、児童養護施設に入所している子どもの約6.5割は虐待を受けた経験があるとされている。そうした子どもたちの支援を充実させていくために、社会的養護の質量ともに向上、拡大させていく必要がある。

### (2) 社会的養護における措置変更の現状

厚生労働省が発表した「児童養護施設入所児童等調査結果(2018年2月1日現在)」「(前掲)から、社会的養護の措置変更の現状を見ていく。2018年2月現在、里親家庭に委託されている子どものうち、家庭からの委託となっている児童が42.5%となっているのに対し、49.1%が乳児院や児童養護施設等の施設や、里親宅からの措置変更を経験していた。

児童養護施設の子どもの場合、措置変更経験者は約31.9%であり、最も多いのは「乳児院から」(22.3%)であった。児童自立支援施設の子どものうち、児童養護施設から措置変更された子どもは14.7%、児童心理治療施設の子どものうち、児童養護施設から措置変更された子どもは14.9%であった。

「児童養護施設入所児童等調査」は5年ごとに実施されているが、児童養護施設への入所経路の変化をみると、1997年の調査では家庭からの入所は72.6%であるのに対し、2017年には62.1%に減少している。一方で、社会的養護の他の施設や里親からの措置変更が増加している。乳児院から児童養護施設への措置変更は18.1%から22.3%、児童養護施設同士での措置変更は2.5%から3.9%、他の児童福祉施設(児童心理治療施設や児童自立支援施設)から児童養護施設に措置変更される子どもは1.9%から3.1%といずれ

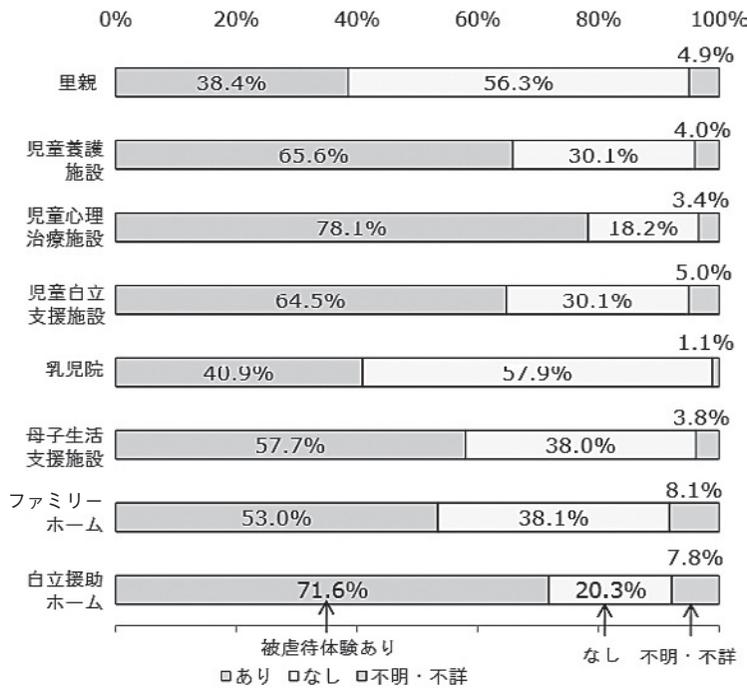


図1 社会的養護を必要とする子どもに占める被虐待経験のある子どもの割合

厚生労働省（2020）「社会的養育の推進に向けて（令和2年4月）」より

も増加している。特に里親からの措置変更は増加が著しく、0.9%から22.9%になっている。

### (3) 先行研究

#### ①社会的養護を必要とする子どもへのケアの要件

Pecoraら(2000)は、子ども家庭中心福祉(Family-centered Child Welfare)のあり方として、エコロジーの視点(Ecological Perspective)、コンピテンスの視点(Competence-centered Perspective)、成長・発達視点(Developmental Perspective)、パーマネンシープランニングの視点(Permanency planning Perspective)を重視している。子どもや家族を支援する際、子どもと家族を取り巻く環境に目を向けること、そして家族の課題ではなくコンピテンシーに目を向けることが大切である。子どもの成長、発達そのものに目を向けるとともに、子どもの育つ環境の持続性にも目を向ける必要がある。

松本(2006)は、社会的養護の対象となる子ども

の養育に必要なこととして、①安心して暮らせること、②パーマネンシーの保障、③望まれた子どもであること、④心理的親の存在、⑤自立に向けての自信と自己肯定感の5点が重要であると指摘する。

措置変更を体験する子どもは、こうした子ども家庭支援、子どもの養育支援の原則をくつがえすような出来事を経験する。それは、子どもの生活を変えることを意味し、子どもの人生に大きな影響を与える。子どもにとって、措置変更は重大な出来事であり、大きな不安や葛藤を伴う事態なのである。

#### ②措置変更を経験する子どもに関する先行研究

乳児院については、児童福祉法上原則的に対象を0歳から2歳までとしている制度的な制約から2歳という年齢での措置変更の検討が行われる。このことについて星野ら(1998)は「法による虐待行為」とであると批判する。2004(平成16)年の児童福祉法改正により、「保健上、安定した生活環境の確保その

他の理由による特に必要のある場合」の措置延長が可能となったものの、就学前までの入所が可能となったにとどまり、家庭復帰が困難な入所児童は措置変更を経験せざるを得ない。井上(2020)は、措置変更は、子どもにとって生活が一変する出来事であること、特に担当職員との別れは、これまで支えていた人との愛着関係が途切れてしまうことになり、大きな喪失体験となることを指摘し、措置変更先とのつなぎ保育の実践が必要であるとしている。

乳児院以外の措置変更の研究としては、児童養護施設から児童自立支援施設への措置変更に焦点を当てたもの(遠藤, 2015; 大久保・山本, 2013)があるが、これらの研究は措置変更になった子どもの背景を分析したものであり、措置変更の実施においてその支援や配慮がどのようになされたのかの内容等は扱ってはいない。

野口ら(2018)の研究では、全国の児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設)を対象とした全数調査を行っている。野口らは、措置変更の実態調査から、措置変更の際に配慮された事柄の「現状」を尋ねた25項目を用いた探索的因子分析を行っている。その結果、「保護者への配慮」、「子どもへの配慮」、「措置変更へのならし」、「情報の共有」、「生い立ちの整理」、「一時保護」の6つの因子が見出されている。さらに、子どもが措置変更を必要とした理由を「子どもの発達に伴う措置変更」と「子どもの行動上の困難さによる措置変更」に分けて分析し、「子どもの発達に伴う措置変更」では、時間をかけて丁寧に措置変更への準備が進められている一方、「子どもの行動上の困難さによる措置変更」では緊急性が高く、十分に配慮がなされていないまま措置変更が行われていることを示唆した。「子どもの行動上の困難さによる措置変更」へのソーシャルワークのあり方をさらに探る必要がある。

## 2. 本研究の目的

本研究では、野口ら(2018)の分析結果を質的研究法によって補完し、措置変更ケースにおいて、その支援や配慮がどのように行われているか、どのような課題があるのか、その実態を明らかにすることを目的に、伊藤ら(2015)が実施した社会的養護の施設(自立援助ホームを除く)を対象とした全国調査のデータを用い、自由記述を分析した。野口ら(2018)が示した同データの探索的因子分析の結果と比較しつつ、分析結果から、準備ができた措置変更とはどのようなものであり、どのような配慮事項が必要かを探った。

### (1) 倫理的配慮

本調査については、大阪府立大学大学院人間社会学研究科設置の倫理審査委員会の承認を得て実施した。

収集したデータについては統計的に処理を行い、結果の公表に際して施設や個人が特定されないことのないように十分配慮した。

### (2) 調査対象

全国の乳児院133か所、児童養護施設600か所、児童自立支援施設58か所、児童心理治療施設43か所、母子生活支援施設198か所の合計1,032施設に、措置変更の実態を尋ねるアンケート用紙を配布した。アンケート用紙は2015年12月24日に郵送した。なお、調査対象は2014年度に措置変更となった全ケースとした。2015年12月24日から2016年2月10日までに返送いただいた分を分析対象とした。

### (3) 調査票の概要

各施設種別間の措置変更の実態が明らかになるよう「措置変更ケースにおける支援内容や配慮事項に関するアンケート調査」施設全体用、退所児童用、入所児童用の3種類を作成し、配布した<sup>1)</sup>。退所児童

用と入所児童用は個別ケースについて1ケースごとにその特徴を尋ねるものである。

アンケート用紙の質問項目は、以下の手順で作成した。

①児童養護施設に勤務経験のある学識経験者2名でブレインストーミングを行い、アイテムプールを作成した。

②児童福祉領域の現場経験者，児童福祉領域を専門とする学識経験者等とそれらの項目の妥当性の検討をしたうえで，質問項目として妥当であると合意したものだけを選択した。

今回の分析対象としたのは，退所児童について尋ねた調査票の以下の3項目である。

①措置変更の理由

子どもに措置変更が必要となった理由について，研究班で作成した17項目を用いて尋ねた。

②措置変更の準備状況

「児童の措置変更の前に十分な準備ができたかどうか」について「まったくできなかった」を1,「とてもできた」を6とした6件法で求めた。

③措置変更の準備状況についての自由記述

②において，どうして「準備できた」または「準備できなかった」と支援者が感じているのか，その理由を記述式で回答を依頼した。

3. 結果

(1) 回収率

568施設から回答を得た。回収率は55.1%であった。「退所児童用」調査票は，乳児院606，児童養護施設300，児童自立支援施設114，児童心理治療施設79，母

子生活支援施設68，無回答14から合計1,181ケース回収した。

(2) 自由記述からの分析

今回は，分析には伝統的な内容分析（content analysis）の考え方とテキストマイニング技術を活かした分析（樋口，2014）を得意とするテキストマイニングソフト KH Coder を用いた。

①分析1

まず，「児童の措置変更の前に十分な準備ができたかどうか」を「1. まったくできなかった」から「6. とてもできた」の6件法で回答を得たものを，「必要な準備ができなかった」群，「どちらともいえない」群，「必要な準備ができた」群に分類した。措置変更の準備状況の特徴を見るために，今回は「必要な準備ができなかった」群，「必要な準備ができた」群のうち，自由記述があったものを対象に分析した。それぞれ，78ケース，422ケースのデータを利用した。そして，そう考える理由を自由記述でたずねた質問項目を利用してテキストマイニングを行った。

②分析2

次に，措置変更の準備状況と，措置変更の理由の比較を行った。今回の分析では野口ら（2018）の分類と同様に，措置変更の理由を尋ねた17項目を2つのカテゴリーに分けて整理を行った。表1のように措置変更の理由を「子どもの発達に伴う措置変更」と「子どもの行動上の困難さによる措置変更」に分け，自由記述の傾向を比較した。

表1 措置変更の理由

子どもの発達に伴う措置変更	子どもの行動上の困難さによる措置変更
「養子縁組のため」「家庭的な養育環境が必要と考えられるため」「年齢超過のため」「治療が終了したため」「進学のため」	「職員への暴力」「児童間の暴力」「性的な逸脱行動」「不登校」「精神疾患」「知的障害」「身体障害」「発達障害」「深夜徘徊」「無断外泊」「万引き等の問題行動」「少年法での対応のため」

## (3) 分析① 措置変更の準備状況による比較の結果

## ①措置変更の準備状況に関する各群の頻出語の比較

まず、探索的な分析として「必要な準備ができた」群と「必要な準備ができなかった」群の自由記述における頻出語の検出を行った。それぞれの頻出後上位10語は表2のとおりである。

表2 措置変更の準備状況に関する各群の頻出語

	必要な準備ができた		必要な準備ができなかった	
1	里親	.123	一時保護	.157
2	行く	.117	措置変更	.144
3	交流	.111	児童相談所	.133
4	情報	.106	施設	.111
5	関係	.089	準備	.094
6	連携	.087	決定	.088
7	先	.076	変更	.083
8	必要	.072	前	.078
9	事前	.071	子ども	.067
10	保護	.071	問題	.064

「必要な準備ができた」群は、「事前」に「関係」機関と「連携」し、「交流」を通じて「必要」な「情報」を共有していたことが読み取れる。一方、必要な準備ができなかった群では、児童は「一時保護」を経験したうえで「措置変更」が行われるため「児童相談所」が「決定」を主導し、「施設」としては「準備」が十分にできなかったということが読み取れる。

## ②共起ネットワーク

次に、「共起ネットワーク」のコマンドを用い「準備ができた」群と「準備ができなかった」群の比較を行った。共起ネットワークが描く図では、個々の円が単語を表し、出現回数が増えると円が大きくなる。また、それぞれの円を結ぶ線は語と語の関係を表し、文章中の接近した場所に現れている。すなわち強い共起関係ほど、この線は強くなる。

## (ア)「準備ができた」群

措置変更にあたって「準備ができた」群の共起ネットワークは図2のとおりである。

図のように8つのコミュニティが抽出された。コミュニティの要約は表3のとおりである。

措置変更の前に措置変更先の施設の職員と子どもの生活の様子を情報共有し、生活の場に変化があっても子どもの不安が軽減されるよう配慮する必要がある。場合によっては、措置変更先の施設を訪問し、短時間の滞在や外泊経験などを通して子ども自身の慣らしを行う場合もある(コミュニティ1)。措置変更先の訪問(2)や、子ども本人への説明(3)も丁寧に行われる。乳児院からの措置変更は、里親委託が行われる比率が高まってきているが、措置変更先として児童養護施設が最も多い。そのため、児童養護施設との連携を通して養育の連続性が意識されている(7)。里親委託の場合は委託先が決まってから委託までに丁寧にマッチングが行われている(4)。準備ができたとする理由に、関係機関同士でのケースカンファレンスが行われていることが語られている(8)、これは子どもの行動上の問題等での措置変更においても、一時保護期間を活用して次に向けてのケースカンファレンスが持たれていた場合は、措置変更に当たって準備ができたと感じていることがうかがえる(6)。

## (イ)「準備ができなかった」群

措置変更にあたって「準備ができなかった」群の共起ネットワークは図3のとおりである。

図のように5つのコミュニティが抽出された。コミュニティの要約は表4のとおりである。

措置変更の必要が生じた背景に、施設内での児童間のトラブルがある場合、一時保護を活用して加害者と被害者を分離する場合がある(4)。しかし、措置権を持つ児童相談所との連携が十分とれない場合も多く(2)、措置変更される子どもが理解するための時間、周囲が説明するための時間がとれていない(1, 5)。施設としても、措置変更に伴う子どものい

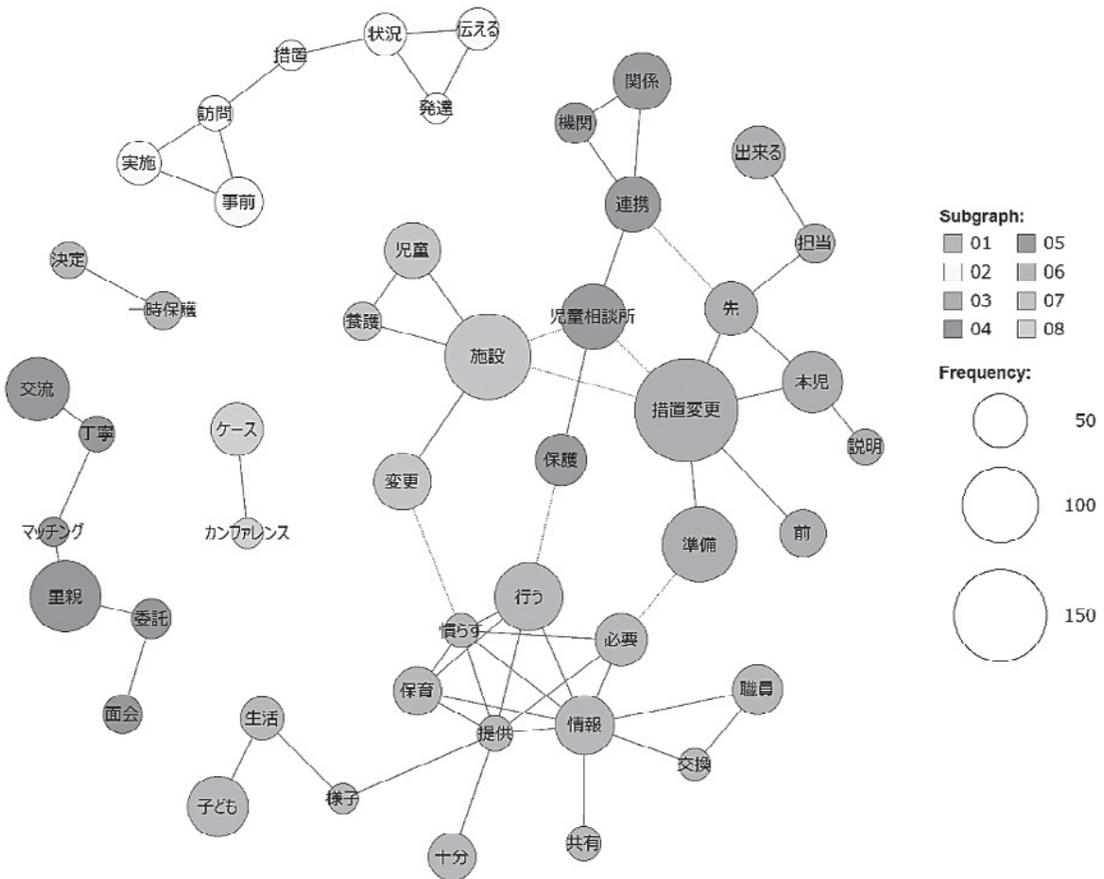


図2 「準備ができた」群の共起ネットワーク

表3 共起ネットワークで抽出されたコミュニティの要約（「準備できた」群）

1	「職員」同士が、「子ども」の「生活」の「様子」について「情報」を「提供」し、「必要」に応じて十分な「慣らし」を「行う」
2	「措置」変更の前に（措置変更先への）「訪問」を「実施」し、「事前」に子どもの「発達」の「状況」を「伝える」
3	「措置変更」先について、「前」もって「本児」に「説明」して「準備」をうながす
4	「里親委託」前の「マッチング」の段階で「面会」を「丁寧」に行い「交流」を深める
5	「児童相談所」等の「関係機関」と「連携」する
6	「一時保護」期間を「活用」して面談やカンファレンスを実施する
7	「児童養護施設」への措置変更
8	「ケースカンファレンス」を実施する

たみを感じつつも、せめて生活が継続して送れるよう支援するので精一杯の中で実施されている (3)。

(4) 分析② 措置変更の種類による比較の結果

①措置変更の種類による各群の頻出語の比較

探索的な分析として「必要な準備ができた」群と「必要な準備ができなかった」群の自由記述における

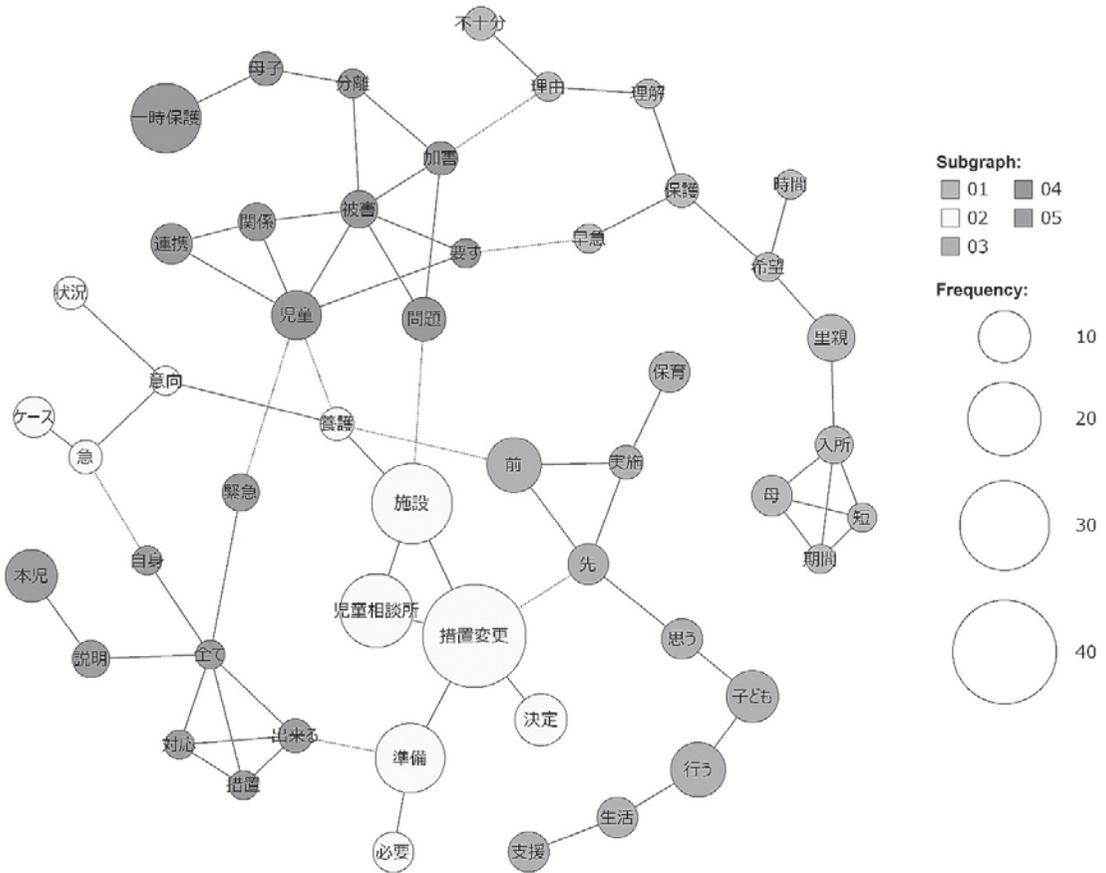


図3 「準備ができなかった」群の共起ネットワーク

表4 共起ネットワークで抽出されたコミュニティの要約（「準備ができなかった」群）

1	「早急」に措置変更の判断を行わなければならない、措置変更の「理由」を「理解」するための「時間」を取れない。説明が「不十分」なまま「短期間」での実施となった。
2	「措置変更」は「児童相談所」が「決定」するため、「急」に「ケース」の「状況」が変わり、児童の「意向」の確認をしたり「措置変更」先に「必要」な情報を伝える「準備」ができない
3	「早急」な措置変更で、措置変更「前」の慣らし「保育」等の実施ができず、「子ども」の「生活」が継続して送れるよう「支援」した
4	施設内での「被害」者と「加害」者を「分離」して「問題」の解決を図ろうと「一時保護」の活用等で調整するが、関係機関の「連携」が難しい
5	「緊急」の「措置」変更となり、「本児」への「説明」も含め、必要な「対応」が出来ない

頻出語の検出を行った。それぞれの頻出後上位10語は表5のとおりである。

②共起ネットワーク

次に、「共起ネットワーク」のコマンドを用い「発達に伴う措置変更」群と「子どもの行動上の困難に対応する措置変更」群の比較を行った。



表6 共起ネットワークで抽出されたコミュニティの要約（「発達に伴う措置変更」群）

1	「委託」まで「時間」があり、「里親」、「児童相談所」と連携し「交流」を「丁寧」に行える
2	同じ「法人」内など「事前」に「訪問」を「実施」しやすい「施設」への措置変更を行う
3	「措置変更」先とは連携がとれており、措置変更後も「担当」や「本児」と顔を「合わせる」ことができる
4	「アルバム」などを通して「生活」の「様子」や「発達」「状況」を「伝え」、措置変更の「準備」が「できる」
5	措置変更までの「期間」を十分とり、「理解」を促す
6	「職員」が「情報」を「交換」し、児童の様子を「共有」する

また、アルバムなど、視覚的にこれまでの生活の様子が伝わるものを準備しておくことは、多職種連携における情報共有にも子どもがルーツを理解することにも活用できる(4)。

子どもの発達に伴う措置変更はこのように数か月前から見通しをもって行うことができるので職員間

の情報交換(6)も、子ども本人の理解(5)も深めたいうで行われる。

(イ)「子どもの行動上の困難に対応する」措置変更「子どもの行動上の困難に対応する」群の共起ネットワークは図5のとおりである。

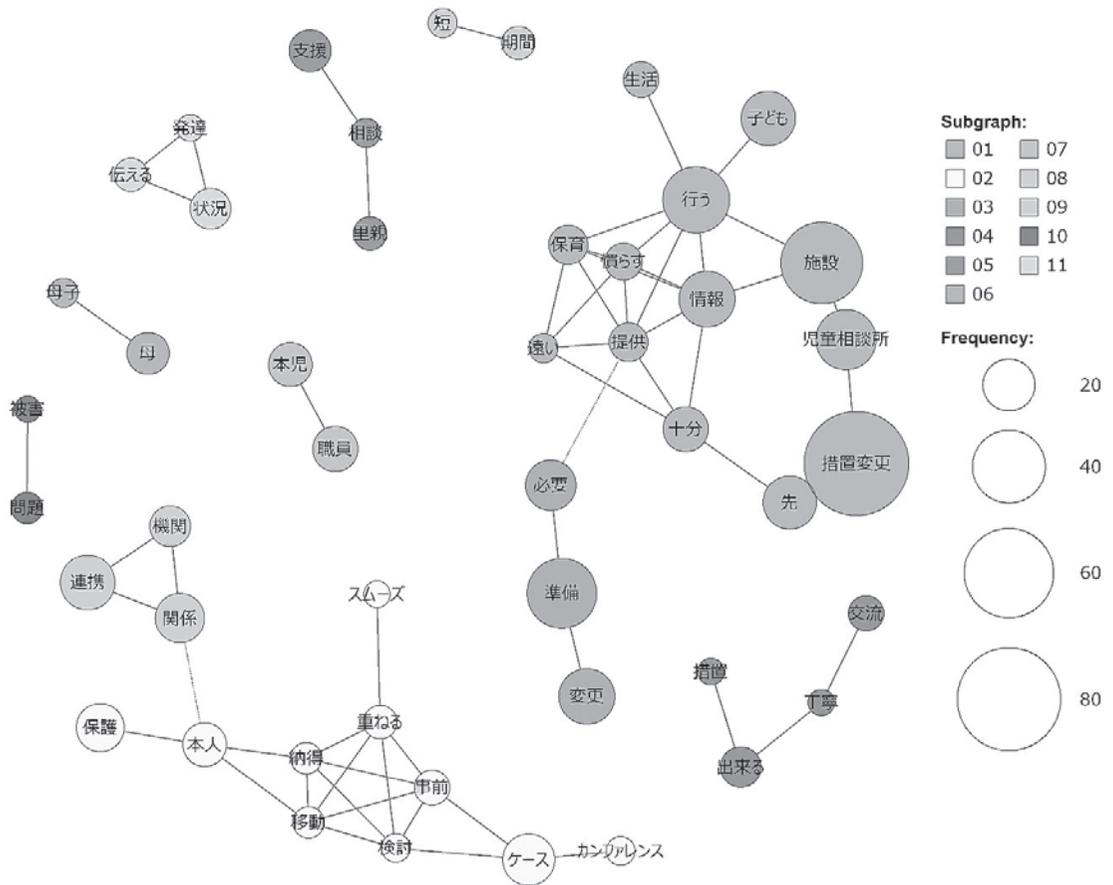


図5 「こどもの行動上の困難に対応する措置変更」群の共起ネットワーク

表7 共起ネットワークで抽出されたコミュニティの要約（「こどもの行動上の困難に対応する措置変更」群）

1	「措置変更」を視野に入れていたケースは、「十分」な「情報」「提供」を行えているが、急を要するケースは「児童相談所」とは連携できたが、「措置変更」「先」とは「子ども」の「情報」「提供」が「十分」できていない
2	「事前」に「ケース」検討を「重ね」、「本人」や「保護者」の「納得」の上進める
3	「措置」変更「必要」な「準備」が大変だった
4	「措置」変更先と「丁寧」に交流出来た
5	「里親」委託における児童「相談」所や「里親」「支援」専門「相談」員との連携
6	「母子」ケースの母が不安定だったため子どものケアに合わせて「母」の思いを受け止める必要があった
7	「職員」と「本児」との関係形成
8	「関係機関」との「連携」
9	「短期間」での措置変更決定
10	児童間の「問題」での「被害」児の措置変更
11	「発達」の「状況」を「伝える」

図のように11のコミュニティが抽出された。コミュニティの要約は表7のとおりである。

「子どもの行動上の困難」には、子どもの障害も分類されている。そのため、子どもの障害等であらかじめ措置変更が決まっているケースと、子どもの施設不適応で措置変更の必要が生じる場合とで語られる内容が異なった。障害がない場合も、子どもの行動上の困難に対応するために里親委託が検討されたケースでは措置変更前の準備が丁寧に行われていた。

措置変更を視野に入れていたケースは、十分な情報提供を行えているが、急を要するケースは児童相談所との連携が精いっぱいという現状にあり、措置変更先とは子どもの情報共有も不十分であったと語られている（1）。

行動上の困難があるため、治療的環境や個別ケアを求めておこなわれる措置変更では、事前のケース検討を重ね、本人や保護者の理解を促すことができる（2）、また、措置変更・委託先との交流も丁寧に進めている（4）。里親委託においては、里親支援専門相談員も活用されていることがうかがえる（5）。子どもを中心に、いろいろな立場の大人がかかわり、職員と子どもとの関係形成が行われていた（7）。

一方、施設不適応などの問題行動による措置変更は、短期間で決定されていることも少なくなく（9）、

必要な準備ができなかったと語られる（3）。児童間の問題が生じた際、被害を受けた子どもの措置変更も行われる場合があったり（10）、保護者が受け止めきれず不安定な場合もある（6）。家族を中心においた支援がし切れていない現状がうかがえる。

そのため、関係機関との連携（8）において、また引継ぎで子どもの生活や発達に関する情報の共有（11）について、措置変更理由によって差が出てくる結果となった。

#### 4. 考察

##### (1) 措置変更の準備状況に関する比較

措置変更の前に「必要な準備ができた」群は、「事前」に「関係」機関と「連携」し、「交流」を通じて「必要」な「情報」を共有していた。一方、「必要な準備ができなかった」群では、児童は「一時保護」を経験したうえで「措置変更」が行われるため「児童相談所」が「決定」を主導し、「施設」としては「準備」が十分にできなかったということが読み取れる。野口ら（2018）と類似の結果が示された。「一時保護」を利用している期間を活用してカンファレンスを実施し、措置変更の準備ができたとする記述も見られるが、一時保護以降の支援方針が児童相談所

主導で行われ、施設としてはかかわりが薄かった事例が多く、課題が示された。

## (2) 措置変更の種類による比較

「発達に伴う措置変更」群は、「里親」の出現回数が高かった。乳児院等からの里親への措置変更など、子どものパーマネンシーに配慮した措置変更において里親委託が進んでいることが読み取れる。児童が措置変更先と「事前」に「交流」を「実施」していたことが読み取れる。

一方、「子どもの行動上の困難に対応する措置変更」群では、児童は「一時保護」を経験したうえで「措置変更」が行われており「施設」としては「準備」が十分にできなかった「情報」共有が十分でなかったということが読み取れる。

野口ら (2018) の分析では、「子どもの行動上の困難に対応する措置変更」の方が障害・被虐待体験を持つ子どもの割合が高いことが示されている。

今回、自由記述を分析していく中で、「子どもの行動上の困難」について、子どもの障害を理由とするものと問題行動を理由とするものでさらに内容を分析した。その結果、子どもの障害等で、障害児施設や里親への措置変更となった事例については措置変更までの準備や、子どもや家族への説明に丁寧に取り組んでいることが推察された。一方、暴力行為等、子ども自身の行動上の課題や施設不適応を理由として行われる措置変更において、十分なケアを行えていないことが示された。措置変更以前に生活していた場所への不適応を理由としている点では「子どもの行動上の困難」として分類しているが、施設への不適応を起こした子どもへの措置変更において、十分な配慮が行えていないことが一層明確となった。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念としている。子どもにとって必要な治療的環境につながるなど、本来子どもにとってその時点での最善が考慮されているものであって、措置変更は否定的な側面ばかりではない。しかし、一時保護をきっかけにそれまで生活

していた施設とのつながりが断たれる現状は、子どもに「見捨てられ感」を残すことにつながる。また、職員にとっても不安全感を残すことになるとともに、本来安心で安全な場所を保障するはずの社会的養護の枠組みの中で子どもがさらに傷つきを経験することにつながっていることが推察される。

## 5. 今後の課題

自由記述の分析の結果、子どもの発達に伴う措置変更、そして子ども自身の障害などの発達上の課題に伴う措置変更では、子どもが新しい場所でも「安心して暮らせること」(松本, 2006) を目指して丁寧な準備が行われていた。

しかし、一方で明らかになったことは、暴力行為や万引きなどの問題行動により措置変更となったケースは、措置変更後、それまでいた施設とのつながりが途絶えていることであった。

工藤 (2020) は、アタッチメントの視点から「入所後に集中的なケアが必要であった以上に、退所直前には集中的なケアが必要」(p.204) であると指摘する。さらに退所にあたっては以下のような配慮が必要だとしている。

施設から「送り出す」ことのみならず、つぎの場所や対象に「送り届ける」ことまでを考える必要があるということである。施設を訪れて関係を継続できる体制を整えるだけでなく、つぎの居場所との間をつなぎ、たとえばアウトリーチとして家庭訪問を行うなどして、その後の社会生活の経過を見ることもあるとよいのだろう。(pp.204-205)

施設においては、入所している子どものケアにリソースをさくため、退所後の十分なケアが行えない場合もある。しかし、退所前の職員との関係性の悪化によりその後の支援関係が途絶えてしまうことのないような支援体制の構築が今後の課題であろう。

退所直前のケアのあり方の検討や、児童相談所、児

童家庭支援センター等の他機関との連携による退所後のケア体制の構築が急がれる。

### おわりに

大阪府の公立高等学校のエンパワメントスクールの一校である西成高校では、「リスタ：Re-start, Re-study」を目指したカリキュラムが組み立てられている。自分自身の課題を理由に措置変更を経験する子どもにも、「Re-start」の機会として「自立に向けての自信と自己肯定感」（松本, 2006）の回復を目指した支援が必要である。

そのためには、切れ目のない養育を目指したケースマネジメントが必要である。

マクスリー（David P Moxley 1994）は、ケースマネジメントによる援助で期待される効果として、①機関の範囲を超えたサービスの統合（Goldstein, 1981）と、②ケアの継続性の達成（Johnson & Rubin, 1983）を挙げている。また、芝野（2001）も、「場によって、または援助担当者によって、あるいは時間が経つことによって、とぎれとぎれでばらばらになってしまうことのない、ケアの継続性が求められる」（p34）と、子どもの自立までの切れ目のない支援の重要性を指摘する。

2009年の児童福祉法改正において、同法第6条3の第5項に「特定妊婦」という言葉がはじめて登場した。特定妊婦とは、「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる」妊婦をさす言葉である。特定妊婦として見守られてきた母から生まれた子どもが社会的養護につながる場合も少なくない。社会的養護におけるソーシャルワークは、子どもの生まれる前から、18歳で自立するまで、そして必要に応じてはその後も支援していくことが求められる。環境上の理由で家庭での養育が継続できずに社会的養護につながった子どもたちに対して、措置変更によって暮らしの場が移行したとしても、見捨てられたという感覚を持つことなく、自立に向けての支援を一貫して行える仕組みが、施

設種別を超えて継続できるようなケースマネジメントシステムの構築が求められる。

### 謝辞

本調査研究は、平成27年度厚生労働省：子ども・子育て支援推進調査研究事業「措置変更ケースにおける支援内容や配慮事項に関する調査研究事業」（主任研究者：伊藤嘉余子）の一部として実施したものである。本調査研究にご協力頂いた関係諸氏に深謝いたします。

### 注

- 1) この調査において作成、使用した質問紙の全体については、伊藤嘉余子編『社会的養護における措置変更』に巻末資料として掲載している。

### 参考文献等

- デイビッド P. マクスリー 著、野中猛・加瀬裕子 訳（1994）『ケースマネジメント入門』中央法規
- 遠藤洋二（2015）「児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更となった児童に関する実態調査～児童自立支援施設に対する全国調査の中間報告」『非行問題』（221），pp.117-133.
- 樋口耕一（2014）「社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して—」ナカニシヤ出版
- 星野政明・古賀隆・稲垣利久（1998）「乳児院から『措置変更』される子どもたち」『一宮女子短期大学研究報告』（37），pp.335-343.
- 井上友見（2020）「『つなぎ保育』の実践と重要性—子ども一人ひとりの人生をつないでいくために—」『人間科学部紀要』3，p.16島根大学人間科学部
- 石田賀奈子・野口啓示（2017）「データで見る措置変更の実際」『社会的養護の子どもと措置変更：養育の質とパーマネンシー保障から考える』明石書店，第2章，pp.42-59.
- 伊藤嘉余子（2017）「社会的養護における措置変更」『社会的養護の子どもと措置変更：養育の質とパーマネンシー保障から考える』明石書店，第1章，pp.12-35.
- 厚生労働省（2020a）「児童養護施設入所児童等調査結果（2018年2月1日現在）」 <https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000595122.pdf> 2020年

- 9月25日閲覧
- 厚生労働省 (2020b) 「社会的養育の推進に向けて (令和2年4月)」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000503210.pdf> 2020年8月25日閲覧
- 工藤晋平 (2020) 「施設臨床での実践」『支援のための臨床的アタッチメント論:「安心感のケア」に向けて』ミネルヴァ書房, 第9章, pp.195-214.
- 松本なるみ (2006) 「社会的養護における子どもの最善の利益とは—子どもの養育に必要な要因の検討を手がかりに—」『鳴門教育大学研究紀要』(21), pp.102-111.
- 野口啓示・石田賀奈子・伊藤嘉余子 (2018) 「社会的養護における措置変更に関する実態調査—子どもの発達に伴う措置変更と子どもの行動上の困難さによる措置変更との比較からの考察—」『子ども家庭福祉学』(18), pp.81-94.
- 大久保牧子・山本恒雄 (2014) 「問題行動により児童養護施設で不適応を起こした児童の支援」『日本子ども家庭総合研究所紀要』(50), pp.253-269.
- 大阪府立西成高校ホームページ <https://www.osaka-c.ed.jp/nishinari/plinciple.html> 2020年9月13日閲覧
- Peter J. Pecora, James K. Whittaker, ANTHONY N MALUCCIO, Richard P. Barth 'The Child Welfare Challenge second edition' (New York: Routledge, 2001) p.65.
- 芝野松次郎・寺本典子 (2001) 『子ども虐待ケースマネジメントマニュアル』有斐閣 p.34.

## A Study on the Process of Placement Change in Social Care due to Child Behavioral Difficulty: Analysis of Free Description Responses based on Research on Placement Change in the Foster Care System

ISHIDA Kanako<sup>i</sup>, NOGUCHI Keiji<sup>ii</sup>, and ITO Kayoko<sup>iii</sup>

**Abstract** : In recent years, out-of-home care in Japan has undergone drastic reforms due to the influence of international trends. Japan has decided to expand family-based care as a national policy, including its expansion in the promotion of placements with foster parents and the downsizing of residential care institution, based on the Convention on the Rights of the Child.

The purpose of this study was to identify what support practices and additional considerations child welfare institutions employ to deal with multi-referral 'drift' cases within the Japanese care system. A questionnaire survey was conducted. In addition, each institution type has its own characteristics of support practices.

This study aimed to clarify the realities of the difficulties of changing placement to another institution due to a case of child behavioral difficulty.

A text mining method was used to analyze the data for this research. Findings of the analysis suggest the following present conditions and challenges needed to be ameliorated:

- 1) Despite being a difficult case with problems of development and attachment, at the stage of preparation for placement change, it was suggested that there was a lack of institutional collaboration.
- 2) The need for seamless case management aimed at permanency, the importance of having a perspective involving permanency

**Keywords** : Out-of-home care, Placement Change, Permanency, Social Work

---

i Associate Professor, College of Social Sciences, Ritsumeikan University

ii Associate Professor, Department of Education, Fukuyama City University

iii Professor, Faculty of Social Welfare and Education, Osaka Prefecture University

